

(昭和39年4月1日第1号発行)

センター休館日 10月

日曜日・祝祭日

(5. 12. 13. 19. 26)

センター開館時間

月・火・水・金曜：9時～21時

木曜：9時～22時

土曜：9時～17時

枝光北だより

第737号

令和7年10月1日発行

北九州市立枝光北市民センター

八幡東区枝光二丁目8-5

電話・FAX

661-2437

発行責任者

小野山 康彦



○ホームページアドレス <http://www.ktqc01.net/higa/ekcc/> ○メールアドレス ek-cc@ktqc02.net

○Instagramを始めました。○ホームページ、Instagramは「枝光北市民センター」で検索

えだみつきた文化祭

令和7年 11月15日(土) 9時～17時

11月16日(日) 9時～15時

10月スケジュール

2日(木)	10:00	健康料理・減塩教室
3日(金)	10:00	民生児童委員会
	10:00	元気っ子ひろば(自由遊び)
4日(土)	9:00	えだきた初めてのお魚釣り (日明海峡海釣り公園)
10日(金)	10:00	元気っ子ひろば (自由遊び・親子リズム体操)
	13:30	環境衛生大会(ひびしんホール)
11日(土)	10:00	いきいき子どもひろば(館外ツアー)
17日(金)	10:00	元気っ子ひろば (自由遊び・絵本の読み聞かせ)
	11:30	ふれあい昼食交流会
18日(土)	9:30	地域避難訓練(枝光小学校)
20日(月)	9:00	ジャンボタクシー券販売(枝光本町商店街)
23日(木)	13:30	枝北けんこういちばん(体力測定)
24日(金)	10:00	元気っ子ひろば(自由遊び)
25日(土)	10:00	第2回文化祭実行委員会
	18:20	枝北健康ウォーキング(洞の海花火大会)
28日(火)	10:00	えだきたカルチャー(手洗い&ハンドケア)

『催し物』

15日(土)

『えだきたキッズDay』

☆童話大会

☆子ども企画会議

子ども企画会議の
メンバーが考えた
催し物をします。
内容は当日のお楽しみ!

☆芸能発表

クラブ生が日頃の練習の
成果を発表します。
自慢の歌やダンス、演奏
をお楽しみください。

☆福引き

16日(日)

15日(土)・16日(日)

『作品展示』

クラブ生・一般・元気っ子ひろば
枝光小学校・枝光台中学校
九州国際大学附属高等学校・堂山保育所
人権コーナー

☆作品展示は両日開催です。
(16日は15時終了です。)

『ランチバザー』

11:00～14:30
15日と16日で
メニューが
変わります。

16日(日) 子ども店長

子どもたちがお店やさんを開店します。お楽しみに!

大人のおもしろ学

参加者
募集中!

♠くすりのセミナー

くすりの正しい使用方法やかかりつけ薬局の
必要性について学びます。

日時：11月20日(木) 13:30～15:00

講師：北九州市薬剤師協会 薬剤師

参加費：無料

♠シニア健康講座

ジャザサイズトレーナーから健康に役立つ身体の
動かし方を学びます。

日時：令和8年1月15日(木) 13:30～15:00

講師：藤田 はるみ氏 (ジャザサイズトレーナー)

参加費：保険代 50円

えだきたカルチャー

参加者
募集中!

♠手洗い&ハンドケア

感染症が、流行する前にあらためて手洗いについて学びます。

日時：10月28日(火) 10:00～11:00

講師：北九州市立八幡病院 感染管理認定看護師

参加費：無料

笑顔の定期便

健康料理・減塩教室

日時：10月2日(木) 10:00

参加費：今回は減塩教室と同時開催の為無料
必ず予約が必要です

ふれあい昼食交流会 ※申し込みが必要です。

日時：10月17日(金) 11:00受付

参加費：500円 11:30開始

枝北けんこういちばん!!

日時：10月23日(木) 13:30～15:00

内容：体力測定

持ってくるもの：飲み物・タオル・上履き

枝北健康ウォーキング

日時：10月25日(土) 18:00受付・18:20出発

内容：洞の海花火大会

持ってくる物：飲み物・タオル・雨具

年長者作品展

第51回年長者作品展にて2名の方が下記の賞を受賞されました。おめでとうございます。

なお、作品は11月15日・16日のえだみつきた文化祭にて
展示いたしますので、ご覧ください。

☆八幡東区民生委員児童委員協議会会長賞☆

山下 孝利様 水彩画 作品名「コスモス」

☆優秀賞☆

荒木 喜一様 作品名「バック」帯と帯締めで作成



★飲酒運転

○

★

飲んだら乗るな。

乗るなら飲むな。

★飲酒運転撲滅★

戸締り用心・火の用心

家庭用住宅火災警報器設置は義務!